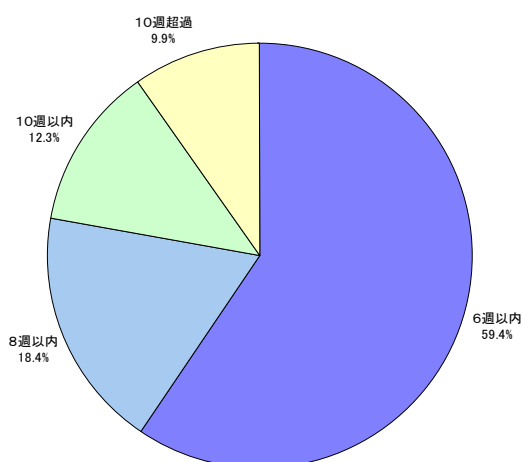
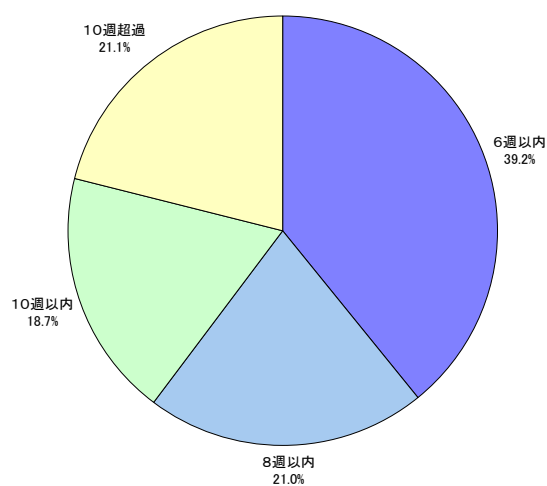


現況調査報告書の提出期間



全国の地方裁判所本庁における、平成19年2月1日から2月28日までの間に現況調査報告書が提出された事件における提出期間である。
現況調査命令の発令から現況調査報告書が提出されるまでの期間である。

評価書の提出期間



全国の地方裁判所本庁における、平成19年2月1日から2月28日までの間に評価書が提出された事件における提出期間である。
評価命令の発令から評価書が提出されるまでの期間である。